

## 第1次一括法等による地域密着型サービス等の基準に関する市町条例について（概要）

### 1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。いわゆる第 1 次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が施行され、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正されました。

この法改正により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた地域密着型介護サービス等の基準について、各市町が条例で定めることとされました（平成 24 年 4 月 1 日施行※）。

※ 経過措置により、平成 25 年 3 月 31 日までの間において、条例が未施行の場合は、省令で定める基準は条例で定める基準とみなされることとなっており、省令基準が適用されます。

### 2 市町条例制定の対象となる省令

条例委任された省令
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

### 3 条例で定める基準の区分及び独自基準の検討

市町の条例で定める基準は、省令により次の 3 類型に区分されています。

このうち、「標準」については合理的理由の範囲内で、「参酌すべき基準」については市町が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、省令の内容を変更して条例制定することが可能となっています。

各市町では、条例制定にあたり、これまでの基準であった省令の内容について検討を行ったうえで、「従うべき基準」及び「標準」については省令と同じ基準を定め、「参酌すべき基準」のうち一部について、独自基準を定めているところがあります（市町が独自基準を定めた項目については「地域密着型サービス等の基準に関する市町条例に規定する独自基準について」のとおり）。

#### ・「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

#### ・「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

#### ・「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

—地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）より抜粋—